

議発第1号

掛川市議会会議規則の一部改正について

掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）の一部を改正する規則を裏面のとおり定める。

令和3年3月19日提出

提出者

掛川市議会議員

大石 勇
鈴木 久裕
藤原 正光
窪野 愛子
小沼 秀朗
草賀 章吉

寺田 幸弘
藤澤 恭子
松浦 昌巳
山本 裕三
二村 禮一
鈴木 正治

勝川 志保子
富田 まゆみ
嶺岡 慎悟
松本 均
鷺山 喜久
山本 行男

掛川市議会会議規則の一部を改正する規則

掛川市議会会議規則（平成 17 年掛川市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「、あらかじめ日数を定めて」を「、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあたっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ」に改める。

第 84 条第 1 項中「、事故のため」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「、あらかじめ日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあたっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ」に改める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。